

特許
印紙
50,000

特許
印紙
5,000

(55,000円)

作成見本

平成6年1月1日以降にされた
実用新案登録出願に係る無
効審判の場合

審判請求書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示

実用新案登録第

号無効審判事件

2. 審判の請求に係る請求項の数 1

3. 請求人

住所(居所) 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話番号 03-1234-1234

ファクシミリ番号 03-1234-1235

氏名(名称) 株式会社特許

代表者 特許太郎

印

4. 被請求人

住所(居所) 〒160 東京都新宿区新宿1丁目2番3号

氏名(名称) 乙野株式会社

5. 請求の趣旨

実用新案登録第 号考案の実用新案登録

請求の範囲の請求項1に係る考案についての実用新案登録を無効にする。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

6 . 請求の理由

(1) 請求の理由の要約

実用新案法第3条第2項（実用新案法第123条第1項第2号）

請求項	実用新案登録	証 拠
1	A. B. C.	甲第1号証(.....) ・ 第 頁第 行 A. B. 甲第2号証(.....) . . .
理由の要点	(請求項1) 本件考案は.....	

(2) 手続の経緯

出 願 平成 年 月 日
 登 録 平成 年 月 日

(実用新案登録第.....号公報)

(3) 無効審判請求の根拠

本件登録実用新案は、甲第1号証及び甲第2号証に記載された考案並びに甲第3号証乃至甲第5号証に記載された周知技術に基いて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、実用新案法第3条第2項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、その実用新案登録は同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

(4) 本件実用新案登録を無効にすべきである理由

本件登録実用新案

本件登録実用新案は、本件実用新案登録第 号の願書に添付された実用新案登録請求の範囲に記載されたとおりの「……」であり、その構成のうち、……するようにしたことを特徴とするものであって、このような構成を採用することにより、……という効果を奏するものである。

先行技術考案が存在する事実及び証拠の説明

本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第1号証（……著「……」……出版社……年……月……日第 頁第 行～第 頁第 行目）には、……が記載されている。

同じく本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第2号証（特開平 - 号公報、×年×月×日発行）の特許請求の範囲第1項には、「……」が記載されており、また、第 頁第 行～第 頁 行目には、「……」が記載されている。

さらに、本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第3号証（特開平 - 号公報、年 月 日発行）の第 頁第 行から第 頁第 行には、「……」が、本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第4号証（実願平 - 号（実開平 - 号公報）のCD-ROM、年 月 日発行）の第 頁第 行から 行までには、「……」が、本件実用新案登録の出願前に頒布された刊行物である甲第5号証（特開昭 - 号公報、年 月 日発行）の第 頁 行から第 頁 行には、「……」がそれぞれ記載されている。

本件登録実用新案と先行技術考案との対比

本件登録実用新案と甲第1号証に記載された考案を対比すると、両者は……の点で一致し、(イ)……の点、(ロ)……の点で相違する。

以下、上記相違点について検討する。

まず(イ)の点についてみると、甲第2号証には、……として……と記載されており（第 頁 行から 行参照）、甲第1号証の……と甲第2号証の……は「……」という作用のために設けられているものである点で共通するから、当業者にとってみれば、甲第1号証の……に代えて、甲第

2号証の.....を転用することに格別の困難性はないので、当業者がきわめて容易に想到することができるものにすぎない。

また、(ロ)の点についてみると、甲第3号証の第 頁第 行から第 頁第 行の「.....」、甲第4号証の第 頁第 行から 行の「... ..」、甲第5号証の第 頁 行から第 頁 行の「.....」の記載に見られるように、.....として.....と.....とはともに周知の手段であり、このいずれの手段を採用するかは.....に応じて当業者が任意に定めることができる単なる設計上の選択事項にすぎない。そして、本件登録実用新案の効果としている.....についても、上記甲第1号証及び甲第2号証に記載された効果並びに甲第3号証乃至甲第5号証に記載されている周知技術の効果以上の効果は有していない。

(5) むすび

したがって、本件登録実用新案は、甲第1号証及び第2号証に記載された考案並びに甲第3号証乃至甲第5号証に記載されている周知技術に基いて、実用新案登録出願前に当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであるから、実用新案法第3条第2項の規定により実用新案登録を受けることができないものであり、その実用新案登録は同法第37条第1項第2号に該当し、無効とすべきである。

7. 証拠方法

(1) 本件請求項1に係る考案が、その出願前発行された刊行物に記載された考案並びに周知技術に基いて、当業者がきわめて容易に考案をすることができたものであることを、甲第1号証ないし甲第5号証により立証する。

(2) 証拠の表示

甲第1号証 : ... 著「...」... 出版社、...年...月...日、
第 頁

甲第2号証 : 特開平 - 号公報

甲第3号証 : 特開平 - 号公報

甲第4号証 : 実願平 - 号(実開平 -

号公報)のCD-ROM、年 月 日発行

甲第5号証 : 特開昭 - 号公報

8. 添付書類の目録

(1) 甲第1号証写し

正本1通、副本2通

- (2) 甲第 2 号証写し
- (3) 甲第 3 号証写し
- (4) 甲第 4 号証写し
- (5) 甲第 5 号証写し
- (6) 審判請求書

正本 1 通、副本 2 通

正本 1 通、副本 2 通

正本 1 通、副本 2 通

正本 1 通、副本 2 通

副本 2 通